

**東近江市蒲生医療センター（指定管理者：医療法人社団昴会）**  
**指定訪問リハビリテーション事業所 重要事項説明書**

1. 当事業所の概要

事業者名	東近江市蒲生医療センター 指定訪問リハビリテーション事業所
所在地	〒529-1572 滋賀県東近江市桜川西町340番地
電話番号・FAX番号	0748-55-1175 ・ 0748-55-1178
事業所の指定番号	2510501303
事業所の代表者名	院長 岡田 裕作
事業所の専任医師	磯野 員能
相談担当者	佐伯元良 遠藤 俊哉
サービスを提供する通常の実施地域	東近江市、竜王町、日野町 *上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

2. 業務日、業務時間及び担当者

業務日	月曜日～金曜日（祝日、土曜日、12/29～1/3は休み）
業務時間	午前8時30分～午後5時
リハビリ担当者	リハビリ：佐伯元良
事務担当者	事務所：遠藤 俊哉
電話・FAX	TEL 0748-55-1175 Fax 0748-55-1178

3. 職員

職種	員数	業務内容	業務体制
訪問リハビリ事業所長 （医師）	1	①事業所の運営、管理を行います。	業務体制 常勤（兼務）
訪問リハビリ専任医師 （医師）	1	②事業所の職員の指揮監督を行います ③事業所の医師は、診療にて指示をだし リハビリ計画を作成致します。	常勤（兼務）
訪問リハビリ責任者 （理学療法士）	1	①訪問リハビリに係わる管理運営を行います。	常勤（専従）
訪問リハビリ担当者 （理学療法士）	2	②訪問リハビリに係わる職員の指揮監督 を行います。 ①訪問リハビリを懇切丁寧に行います。	常勤（専従）

#### 4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（支援）状態にある方に対して、適切な居宅サービスを提供することを目的としています。
事業の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ご利用者（要介護及び要支援の状態にある方）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活の自立と質の向上が可能となるよう、必要なお手伝いを致します。</li> <li>2. サービスの提供に当たっては、定期的に自己評価を行い、常にその改善を図り、サービスの質の向上に努めます。</li> <li>3. 関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接に連携を行い総合的なサービスの提供に努めます。</li> <li>4. リハビリテーション会議にケアマネジャーや各指定居宅サービス事業所の従業員に参画頂き、日常生活支援方針や目標、計画を共有できるよう努めます。</li> </ol>

#### 5. 提供するサービスの内容

内 容	提 供 方 法
訪問リハビリ計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所医師の診療のもと理学療法士は、ご利用者の心身の状況及び希望ならびに置かれている環境を踏まえて、リハビリ目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載し、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて訪問リハビリ計画を見直します。</li> <li>② 訪問リハビリ計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には当該計画の内容に沿って作成します。</li> <li>③ 訪問リハビリ事業所の理学療法士は、ケアマネジャーを通じて、その他の居宅サービス事業に係る従業者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を促通します。</li> <li>④ 事業所の医師が、訪問リハビリ計画作成にあたり、目的及び留意事項、中止基準、運動負荷量等の指示を出し、その内容をもとに訪問リハビリを実施致します。</li> <li>⑤ 訪問リハビリ計画の内容について、ご利用者またはご家族に説明をいたします。</li> </ol>

訪問リハビリ	<p>①事業所医師の指示にて訪問リハビリ計画を立案し、ご利用者の「心身機能」「活動」「参加」の生活維持向上を図り日常生活の自立に資するよう、訪問リハビリテーションを行います。</p> <p>②サービスの実施に当たっては、ご利用者またはその家族に対してリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について指導または説明を行います。</p> <p>③ご利用者に対するサービスの実施状況及びその評価・計画等について、記録を作成し、医師やケアマネジャー等へ報告を行います。</p>
--------	---

【訪問リハビリ禁止行為】

- ①利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又第三者等の生命や身体を保持するため緊急やむ得ない場合は除く）
- ⑤その他利用者又家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料

(法定給付分)

項目	時間	料金	お手持ちの介護保険負担割合証をご覧ください。
訪問リハビリ テーション (介護予防訪問リ ハビリテーション)	20分 (1単位)	3,080円～ (2,980円～) 1割負担：308円～ (298円～) 2割負担：616円～ (596円～) 3割負担：924円～ (894円～)	お手持ちの介護保険負担割合証をご覧ください。

※ 基本単位：308 (298) 単位/回 (事業所医師の診療がある場合)  
258 (248) 単位/回 (事業所医師がやも得ず診療を行わない場合)

(加算項目)

- ・短期集中リハビリテーション実施加算：退院・退所日又は認定日から起算して3月以内  
200単位/日
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ：6単位/回
- ・移行支援加算：17単位/日 (要介護のみ)

(減算項目)

- ・未診療減算：-50単位/回
- ・長期期間利用減算 (介護予防：開始月から12月超の場合)：-30単位/回

※平成30年度から東近江市の地域区分は、7等級 (10.17円) で継続されます。詳しくは、訪問リハビリ担当者にお聞き下さい。

※交通費はいただきません。

## 7. 料金の支払時期と支払い方法

支払時期	サービスの提供月の翌月の月上旬に、一ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
請求方法	利用料請求書を発行します。
支払時期	請求書受け取り後、月末に指定口座からの振替となります。 ※月末が土・日・祝の場合、翌週の月曜日が振替日となります。
支払方法	滋賀銀行自動振替とします。※不可の場合は現金徴収。

## 8. 緊急時の対応について

- ①理学療法士は、訪問リハビリを中心に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医又は救急医療機関、市町、ご利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡する等の必要な措置を行います。
- ②事業所は、蒲生医療センターと連携しご利用者の急変等に対応します。
- ③事業者側の都合で予定されていた理学療法士が訪問出来なくなった場合は、利用者宅及びケアマネジャー（介護支援専門員）にお電話させて頂き、訪問日時・回数等相談させていただきます。（\*長期休暇する場合は担当理学療法士も含めて利用者又は家族に相談し交代基準を検討します）

## 9. プライバシー（個人情報）の保護

- ①当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当社が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。
- ②サービスの提供に関わって、ご利用者の情報を医師及び事業所（者）等と共有する必要があるときは、あらかじめご利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

## 10. 解約

ご利用者は当事業所に対し訪問リハビリテーション契約の解約を申し出ていただくことによってサービスの終了とします。病状の悪化やそれに伴う緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 11. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ①ご利用者が介護保健施設に入所されたとき。  
介護保健施設へ入所するにあつたては、必要なお手伝いを致します。
- ②ご利用者が要介護または要支援の状態でなくなったとき。  
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要なお手伝いを致します。
- ③その他、サービスの提供が不可能になったとき。

## 1 2. 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において事故等が起こった場合は、損害賠償保険にて対応致します。

## 1 3. 職員の研修体制

当事業所では、理学療法士等の資質の向上を図り、ご利用者に対してより質の高いサービスを継続して提供できるように次の研修を行っています。

- |        |          |
|--------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ②継続研修  | 年1回以上    |

## 1 4. 人権擁護・虐待の防止について

利用者の人権擁護・虐待の防止等のための指針整備、委員会の定期開催、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行なうと共に、従業員に対し研修の機会を確保するものとしします。

## 1 5. 非常災害時の対策・業務継続計画(BCP)の策定について

事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講じるものとしします。

また、職員に事業継続計画を周知させ、非常災害の発生に備えて避難経路及び協力機関との連携方法を策定し避難誘導訓練などを年に2回実施するものとしします（昼間を想定した訓練を実施いたします）。

## 1 6. 感染症対策

当事業所の訪問リハビリテーションサービスを利用する際は、ご利用者すべてにマスクの着用をお願いしております。ただし、運動等を行う際は、利用者個々の身体機能・心肺機能等に配慮してマスクを一時的に取り外すことを可とする場合もあります。

利用者本人および同居される家族（利用者本人に接触が高い方等）が感染症に罹患された場合、もしくは感染が疑われる症状がある場合は、速やかに当事業所・ケアマネにご連絡いただき、訪問サービスを回避（お休み）することで感染症拡大防止にご協力いただきます。

当事業所では、以下の感染症対策を講じています。

- ・事業所における感染症の予防およびまん延防止のための委員会を定期的に開催するものとしします。
- ・事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備するものとしします。
- ・職員に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修会等を定期的に実施するものとしします。

#### 17. 従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラ等の防止)

事業所は、適切な訪問リハビリテーションサービスを提供する観点から、職場・利用者宅において行われる性的な言動または優位的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

#### 18. 相談・苦情窓口

ご相談、苦情等ございましたら適切かつ迅速に対応させていただきますので、以下の担当者（担当リハビリ又は担当事務）にお声をかけて頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

事業所の所在地	滋賀県東近江市桜川西町340番地
窓	□
電話番号	0748-55-1175
FAX	0748-55-1178
担当者	リハビリ：佐伯元良 事務：遠藤俊哉
受付時間	平日： 午前8時30分から午後5時

※国民健康保険団体連合会及び各市町においてもご相談や苦情窓口が設けられています。

東近江市役所長寿福祉課	(電話 0748-24-5678)
東近江市蒲生支所地域包括支援センター蒲生	(電話 0748-55-1161)
東近江市永源寺支所地域包括支援センター永源寺	(電話 0748-27-2185)
竜王町役場福祉課	(電話 0748-58-3704)
日野町役場地域包括支援センター	(電話 0748-52-6001)
滋賀県国民健康保険団体連合会	(電話 077-522-2651)

#### 19. 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

- ①担当者：遠藤俊哉（事務）
- ②時間帯：平日午前8時30分～午後5時
- ③電話番号：0748-55-1175
- ④FAX番号：0748-55-1178

#### 20. 介護サービス提供記録の開示

事業者は、利用者本人の求めに対して介護サービスの提供に関する記録を開示させていただきます。ご希望のある方は声をお掛けください。

#### 21. 診療情報提供料について

保険医療機関が診療に基づき訪問リハビリが必要と認めた場合、診療情報提供料が発生し、ご利用者に御負担をお願いすることとなります。